



共同募金の配分申請受付（地域配分）

邑楽町の民間福祉事業を支援します。

「赤い羽根募金」でおなじみの共同募金。

この共同募金の配分は、県民のみなさまの貴重な浄財が財源です。

配分には「広域配分」と「地域配分」があります。ここに記載の邑楽町の地域配分を希望する場合は、8月31日(火)までに、所定の申請書を邑楽町支会へご提出下さい。

保育所・学童保育所配分

福祉サービス利用者を直接処遇するための建物を増改築・改修・修繕し、または処遇に必要な設備及び備品を整備する事業

【申請できるのは…】

保育所・放課後児童健全育成事業（学童保育所）を経営または運営する者

【配分上限額】30万円（配分率75%以下）

なお、車両整備配分を希望する場合は、邑楽町支会ではなく県共同募金会まで。

NPO・ボランティア活動及び

当事者団体等支援配分

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業

- ・福祉分野で活動するNPO・ボランティア団体の活動費
- ・障害者などの当事者や家族等が抱える課題を解決するための事業や、法人・団体が有する代弁機能や仲介連携機能などを発揮して取り組む事業などを行う際の、法人・団体の活動費

【申請できるのは…】

邑楽町域内で活動するNPO法人、任意団体等

【配分上限額】5万円

社会福祉協議会配分

社会福祉協議会が実施する、地域福祉活動を目的とした事業

【申請できるのは…】社会福祉協議会

【対象外事業】規程3条に定める事業、介護保険事業

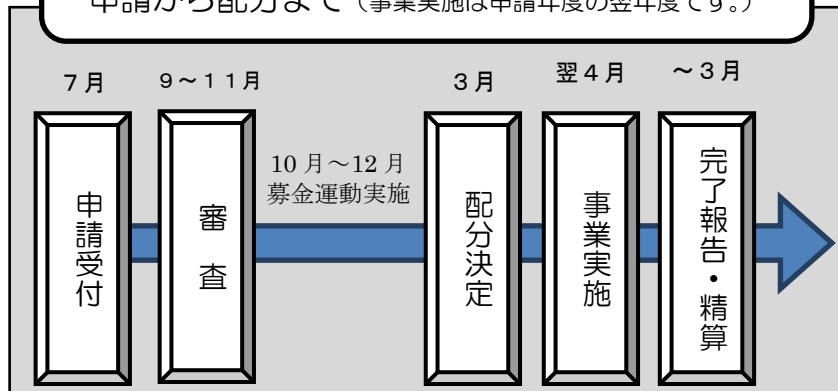
申請受付期間：

令和3年7月1日～**8月31日(火)締切**

(締切日必着、郵送可)

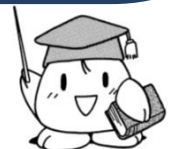
受付窓口：共同募金会邑楽町支会
(邑楽町社会福祉協議会内)

申請から配分まで（事業実施は申請年度の翌年度です。）



邑楽町支会で受付するのは
保育所・放課後児童健全育成事業（学童保育所）
邑楽町域内で活動するNPO法人・団体など
地域性の高いものです。
(それ以外は県共同募金会で受付します。)

行政からの委託事業や、
介護保険事業は対象外です。



この配分では、地域福祉活動計画に沿った事業など、邑楽町域内全体を見渡しながらニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。

お問い合わせ先：邑楽町支会（邑楽町社会福祉協議会内）

〒370-0603 邑楽町中野 1341-1 TEL 0276-88-2408 <http://oura-syakyo.jimdo.com/>